

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報保護条例等の改正について

1 背景

令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布された。

この法律では個人情報保護法を改正し、同法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

これにより、これまで市の個人情報保護制度に係る根拠規定は、「米子市個人情報保護条例」（平成17年米子市条例第23号）であったが、法施行日以降は、個人情報の保護に関する法律を根拠とすることになる。

個人情報保護法の改正によってすべての地方公共団体に適用されることとなる同法の規定は、同法施行までの間に条例の各規定について改正等の対応が必要となった。

2 改正個人情報保護法において条例で定める必要があるとされている事項について

(1) 費用負担

改正個人情報保護法は、地方公共団体の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定している。

現行条例では、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する手数料は無料とし、開示の場合において写しを交付する場合には写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担としている。

今回の個人情報保護法の改正を理由として請求者に対して開示手数料として新たな費用負担を求める合理的な理由は見当たらないことから、引き続き手数料は無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とする。

(2) 行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料

現行条例では、行政機関等匿名加工情報に係る規定は存在していない。

一方、改正個人情報保護法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、改正法附則第7条により、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となった。

また、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月）において、「既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において非識別加工に関する十分な知見を持った人材がいなことなどから、非識別加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘がある。」との記述もある。

米子市においても従前から規定の存在もなく、事例もなく十分な知見を持つ人材がいなことについて「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」の指摘されている通りである。

市民が情報主体であるという点を十分意識して、慎重に検討していく必要があると考える

ため、法施行日での行政機関匿名加工情報の規定は置かないこととする。

行政機関等匿名加工情報の利活用に対する具体的な事務が生じないため、現段階においては手数料の定めは行わない。

※ 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。

3 改正個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項

(1) 条例要配慮個人情報

現行条例では、個人情報保護法を引用し、要配慮個人情報を定義している。

改正個人情報保護法、同法施行令においても要配慮個人情報として規定しているが、地域の特性等その他の事情に応じて、「条例要配慮個人情報」として必要に応じてこれを条例で定めることができるとされている。

地域の特性に応じて、米子市において条例要配慮個人情報として位置づけるべき情報の類型が特段存在するとも考えにくい。

現時点では条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化、市における諸施策の動向等を踏まえて必用に応じて見直しを図ることとする。

(2) 個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿

・個人情報ファイル簿

改正個人情報保護法では、保有している個人情報ファイルについて原則として、個人情報ファイルに係る一定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報ファイル簿は本人の数が 1000 人に満たない個人情報情報ファイルは、作成・公表義務の対象外となる。

・個人情報事務登録簿

現行条例では、個人情報を取り扱う場合には、原則、個人情報事務登録簿を備え付けなければならないこととされている。

個人情報事務登録簿については、条例で本人の数に係る規定はない。

改正個人情報保護法によって作成が義務付けされている個人情報ファイル簿に加え、全ての事務についてこれまでどおり個人情報事務登録簿の作成を継続することは、事務の効率性を考えると非効率であり、本人の数が 1000 人未満の範囲については、個人情報事務登録簿を現在のものより内容を簡素化して継続して利用することとする。

(3) 公務員氏名の開示・不開示

現行条例では個人情報開示請求に対して、公務員の「職」、「氏名」、「当該業務遂行の内容」に係る部分は開示することとしている。

改正個人情報保護法においては、個人情報開示請求に対し、公務員の「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分を開示するものとし、「氏名」は個人情報として保護されるとされている。

また、公務員の氏名は「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（法第 78 条第 1 項第 2 号イ）に該当する場合、開示される。

なお、米子市情報公開条例では、情報公開請求に対して、公務員の「職」、「職務遂行の内容」及び「氏名」に係る部分は公開するものとして規定している。

個人情報開示請求に対する開示事項及び不開示事項と、情報公開請求に対する公開事項及び非公開事項に違いはあるが、結果的に、原則、氏名は開示されることとなるため、公務員氏名を開示する規定は設けない。

(4) 開示決定の期限

改正情報保護法は、保有個人情報の開示請求に係る処理期間を、原則として請求があった日から 30 日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由がある時は 30 日以内に限り延長できると定めている。この期間は地方公共団体が条例により短縮することができる。

現行条例では、保有個人情報開示請求に係る処理期間を、原則として 15 日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由がある場合にはさらに 15 日延長できると規定している。

開示請求の場合に現行条例と改正個人情報保護法で違いが生じている。

また、訂正請求・利用の停止の請求の場合「当該訂正等請求があった日から 30 日以内に……決定しなければならない」、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日に限り延長することができる」旨の規定がある。

訂正請求・利用停止請求ともに、改正個人情報保護法では、「請求があった日から 30 日以内に」決定するものとし、正当な理由があるときは「30 日以内に限り延長することができる」としており、現行条例と同じとなっている。

処理期間には勤務を要しない日も含んでおり、GW(最長 8 日休業日) や年末年始(最長 10 日休業日) などの長期の休業には、通常の期間では処理できない不都合が生じる可能性がある。

また、法第 85 条(事案の移送)の規定により、他の行政機関等において開示決定をすることに正当な理由があり、移送を受けた場合、その時点で開示決定の期限が 15 日を経過している可能性もありうる。

開示請求に関しては、保護を主目的とする個人情報において、拙速な開示ではなく、慎重かつ適切に開示する必要があることを考えると改正個人情報保護法と同じ扱いとすることが適切であると考ええる。

今後は、全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとなり、市独自の判断はできず、より厳格な審査が必要となる。

開示決定の処理期間については、改正個人情報保護法に規定するとおり 30 日とする。

また、訂正の請求、利用停止の請求についても、現行条例、改正個人情報保護法と同じであるため、改正個人情報保護法に規定する通りとする。

改正個人情報保護法（開示請求、訂正等）



現行条例（開示請求）



現行条例（訂正等）



(5) 審査会への諮問案件

改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることとされている。

改正個人情報保護法施行後には、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるが、個人の権利・利益の保護や市の施策を実施する上で審査会は引き続き重要な役割を担うと考える。

専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、確実に審査会の意見を聞くことができるよう条例に規定する。

また、個人情報の取得・利用・提供等について典型的に取扱いを諮問すべきとする条例は定めてはならないこととされた。

4 その他事項

(1) 個人情報保護制度の対象となる機関

現行の条例では、実施機関として、市の機関を規定しており、この中には議会も含まれている。

改正個人情報保護法においては、法の適用対象として地方公共団体の機関を規定しているが、議会は除かれている。

このため、議会においては、個人情報の取扱いに係る条例等整備により必要な事項を定める。また、新たな条例では、実施機関に「伯仙財産区」を含むこととする。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会

現行の条例では、保有個人情報の開示請求における不開示等の決定または不作為についての審査請求があったときは情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしており、組織、所掌事務については情報公開・個人情報保護審査会条例に定められている。

改正個人情報保護法では、地方公共団体に対して審査請求があった時の諮問機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされその組織、運営は条例により定めることされた。

これにより、米子市情報公開・個人情報保護審査会は条例から法律で設置される附属機関となる。

(3) 運用状況の公表

現行の条例では、毎年度、条例の施行の状況を取りまとめ公表することとされている。

改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正個人情報保護法の施行状況について報告を求めるとされ、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされているが、地方公共団体において運用状況等の公表についての規定はない。

市では現行条例と同様に、制度の施行状況を公表し、個人情報の保護を一層推進するための情報提供を市民に行うことは必要であるとする。

改正個人情報保護法施行後についても、条例に規定することにより、引き続き制度の施行状況等を一般に公表する。

(4) 死者の個人情報

現行条例では、生死を問わず個人情報として取り扱ってきたが、改正法では「個人情報」とは生存する個人に関する情報と規定されており、死者の情報は個人情報の定義から外れている。

また、「個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定」は条例に規定が置かれることが許容されないものとされている。

規則や要綱などで対応している地方公共団体もあることから、要綱などにより対応したいと考える。